

## 緊急時の児童生徒の保護者への引き渡しと待機の判断について

令和4年4月23日  
香美町立小代小学校  
校長 中井 宏

小代小学校では緊急時の児童生徒の安全確保の観点から、地震等の災害発生を想定し、その備えとして、保護者への引き渡し訓練を行っています。

災害発生時、学校は、災害の状況や周囲の被害状況、今後起こりうるであろう危険を予測して、児童生徒を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかの判断をします。その時、学校としての引き渡しを行うルールを定めておくことにより、停電等により通信手段が遮断され、保護者への連絡ができなくても引き渡しを行うことが可能になります。

一方、東日本大震災では、津波が迫っている中で保護者への引き渡しを行い、その後に、児童生徒や保護者が犠牲になるという痛ましい例がありました。このことを踏まえ、仮に、引き渡しのルールを越える災害が起こり、保護者が引き取りに来たとしても、大きな被害が予想される場合では、警報が発令されている時や、下校途上に危険が予測される時は、保護者も一緒に避難場所に待機させ、安全を確保するという判断も必要になります。

### ■引き渡しのルール

この「引き渡しのルール」(下表)は、文部科学省が「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成手引き」において、「引き渡しのルール(例)」の中で示している「**震度5弱以上**」を地震の際の引き渡しの判断基準として、津波による被害が予想される学校の大津波・津波警報発令時のルールを示したものです。

香美町においてもこのルールに準じ、児童生徒の安全を確保することとなっています。小代小学校でも、下記の規準を適用していきます。ご理解ください。

	地震発生時のルール	<津波による被害が予想される学校> 大津波・津波警報の発令時のルール
児童生徒が在宅中	・ <u>震度5弱以上の地震</u> が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	・警報が発令された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物3階以上が高台の避難場所へ避難する。
児童生徒が登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校する。 ・ <u>震度5弱以上の地震</u> の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。	・警報が解除されても、校内及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が在校中	・ <u>震度5弱以上の地震</u> が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。	・警報が発令された場合は、校舎の3階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 ・警報が解除されるまで、 <u>引き渡しは行わず、学校等で待機させる。</u> ・警報の発令中に、迎えに来た保護者については、警報が解除されるまで、児童生徒とともに、避難する。

※「学校防災マニュアル(平成24年度改定版)兵庫県教育委員会」を参照しています。